

神奈川県警察少年相談員手帳規程

昭和 46 年 9 月 23 日

神奈川県警察本部訓令第 24 号

改正 平成 3 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号 平成 14 年 9 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 25 号
平成 16 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 2 号

神奈川県警察婦人補導員手帳規程を次のように定める。

神奈川県警察少年相談員手帳規程

題名改正〔平成 3 年本部訓令第 6 号〕

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、神奈川県警察少年警察活動規程（平成 9 年神奈川県警察本部訓令第 20 号）第 2 条第 11 号に規定する少年相談員（以下「少年相談員」という。）に貸与する少年相談員手帳について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 3 年本部訓令第 6 号・16 年 2 号〕

(手帳の制式)

第 2 条 少年相談員手帳は、別表および別図のとおりとする。

一部改正〔平成 3 年本部訓令第 6 号〕

(貸与事務担当者)

第 3 条 少年相談員手帳の貸与事務担当者は、総務部装備課長とする。

2 貸与事務担当者は、貸与事務の適正を期するため少年相談員手帳台帳（第 1 号様式）を備えて、その状況を明らかにしておかなければならない。

一部改正〔平成 3 年本部訓令第 6 号〕

(貸与申請)

第 4 条 所属長は、少年相談員手帳の貸与を必要とする者があるときは、少年相談員手帳貸与申請（第 2 号様式）に別表に定める写真（以下「写真」という。）を記録した電磁的記録媒体を添えて警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

一部改正〔平成 3 年本部訓令第 6 号・14 年 25 号〕

(貸与替申請)

第 5 条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、少年相談員手帳貸与替申請書（第 2 号様式）に当該申請に係る旧本体、旧証票又は旧記章を添え、少年相談員手帳の貸与替を本部長に申請するものとする。

(1) 本体、証票又は記章が著しく汚損し、又は不鮮明になつたとき。

(2) 改姓したとき。

2 前項に規定する場合において、証票の貸与替を申請するときは、申請書に旧証票のほか写真を記録した電磁的記録媒体を添えるものとする。

全部改正〔平成 14 年本部訓令第 25 号〕

(返納)

第6条 少年相談員は、退職、休職、停職その他の理由によつて少年相談員手帳を使用する必要がなくなつたときは、すみやかに所属長に返納しなければならない。

2 所属長は、少年相談員手帳の返納があつたときは、すみやかに少年相談員手帳返納報告(第2号様式)に現品を添えて本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成3年本部訓令6号〕

(携帯)

第7条 少年相談員は、少年相談員手帳を常に身体に密着させて携帯し、職務のため少年相談員であることを示す必要がある場合は、これを呈示するものとする。

2 少年相談員手帳の名刺入れには、常に名刺を1枚以上及び職務倫理の基本を記載した書面(第3号様式)を納めておかなければならない。

全部改正〔平成14年本部訓令25号〕

(依頼保管)

第7条の2 少年相談員は、勤務の都合により少年相談員手帳を携帯しない場合は、遺失若しくは紛失又は盗難等の防止のため、所属長に保管を依頼することができる。

追加〔平成14年本部訓令25号〕

(取扱上の注意)

第8条 少年相談員は、少年相談員手帳の取扱いを慎重にし、き損、遺失、紛失又は盗難等にかからないよう管理しなければならない。

一部改正〔平成3年本部訓令6号・14年25号〕

(遺失等の報告)

第9条 少年相談員は、少年相談員手帳を遺失し、紛失し、または盗難にかかつたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要と認められる警察署長に手配するとともに、次の事項を速やかに貸与事務担当者を経由して本部長に報告するものとする。

(1) 日時

(2) 場所

(3) 事故者の所属及び氏名

(4) 少年相談員手帳番号及び貸与年月日

(5) 事故の状況

3 所属長は、第1項の少年相談員手帳が発見されたときは、発見の日時、場所、少年相談員手帳番号、氏名及び発見の状況を速やかに貸与事務担当者を経由して本部長に報告するとともに、前項の規定により手配した警察署長に通報するものとする。

4 貸与事務担当者は、少年相談員手帳の盗難報告および発見報告を受けたときは、すみやかに刑事部捜査第三課長に通報するものとする。

一部改正〔平成3年本部訓令6号・14年25号〕

附 則

1 この訓令は、昭和46年9月23日から施行する。

2 神奈川県警察一般職員身分証明書取扱規程(昭和38年神奈川県警察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「交通巡視員」の次に「および婦人補導員」を加える。

附 則（平成3年3月27日神奈川県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日神奈川県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日神奈川県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。